

進化する 「ふるさと納税」

ふ るさと納税の制度化に際して、民主党は2007年末の党税制改革大綱に「住民税の間での所得再分配であり、住民税の会費性や受益と負担の関係を明確にした住民税率のフラット化に反する。個人々のふるさとへの想いは所得税における寄附税制の拡充で実現すべきものである」と記して、反対していました。

口 蹄疫被害義援金とか公立大学への育英資金拠出とかの用途指定寄附金が話題を呼び、東京都をはじめとする大都市でも用途指定型「ふるさと納税」を呼びかける自治体が増えています。

他 方で、特産品を目当てにした「ふるさと納税」を呼びかけているふしのある自治

体も沢山あります。これには多少疑問符が付くものの、地場産業への振興助成金の役割を果たしているとの新聞やテレビ報道もありました。

ふ るさと納税の統計的実績は、今のところ著しい伸びではなく、漸増的な伸びと言ったところですが、一度制度化されたものは、政権交代によっても簡単に廃止されるものではなさそうです。

寄 附金の取扱に関しては、所得税では所得控除（政党等寄附金は除く）ですが、住民税は税額控除です。今年の税制改正で所得税の寄附金控除における足切り額が5,000円から2,000円（都道府県市町村住民税は変更なし）に引き下げられ、寄附による本

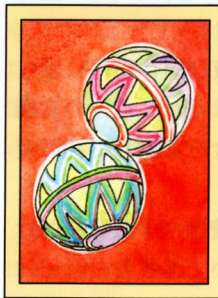
人負担が少し減りました。

例 えば、所得税の課税所得500万円の人が55,000円を国内のどこかの自治体に寄附した場合には、所得税の所得控除として10,600円（20%税率）の減税があり、同じく住民税についても5,000円（10%税率）の減税があります。残りの35,000円については、都道府県が4割の14,000円、市町村が6割の21,000円の減税をします。

減 税によって寄附額の大部分が税金の前払いの性格を持つことになり、実質負担はあまりありません。55,000円の内訳をみると、10,600円を国が、16,000円を住所地所在の都道府県が、24,000円を住所地所在の市町村が負います。本人の実質負担は、4,400円だけです。自治体から特産品の贈呈を受けたら実質負担はなくなり、逆に実質利益になりそうです。

10月は社内レクリエーションが盛んな時期です。レクリエーションを実施した場合は、費用やスケジュール等の資料は保存しておきましょう。後々、同様の行事を行う際に役立つかもしれません。税務調査での証拠資料としても有効です。

収穫。稲は刈る、芋は掘る、栗は拾う、茸は探す。「芋を煮る鍋の中まで月夜かな 許六」
8日寒露、23日霜降。



現在のあなたは、過去の思考の産物である。そして明日のあなたは、今日何を考えるかで決まる。
(イギリスの哲学者 ジェームズ・アレン)

10月の税務メモ

(国 税)

- 9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）
- 8月決算法人の確定申告
- 23年2月決算法人の中間(予定)申告

12日
15日
11月1日
"
"

(地方税)

- 9月分個人住民税特別徴収分の納付
- 8月決算法人の確定申告
- 23年2月決算法人の中間(予定)申告
- 個人住民税の普通徴収第3期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。